相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所愛知県額田郡下山村大字田代字峯洞一四番地

被相続人　亡　星野芳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

愛知県岡崎市明大寺町道城ヶ入三二番地一

相続財産管理人　弁護士　田代　清一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市八日市場町三二四番地、最後の住所三重県伊勢市宮後三丁目七番二八号

被相続人　亡　河口　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

三重県伊勢市神社港二九四番地一四

相続財産管理人　安田　千代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町東円堂七三一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　**荒木**　惣次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

滋賀県彦根市佐和町三一一五千祥ビル四階

相続財産管理人　生駒　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市小倉町南堀池八五番地の五七、最後の住所京都市伏見区淀際目町四三五番地の一二　被相続人　亡　山下　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

京都市中京区両替町通三条上る柿本町三九八番二　三条烏丸土山ビル一〇二　青木一平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　一平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字泉源寺五二七番地、最後の住所金沢市湯湧町イ五六番地

被相続人　亡　福西　**康文**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

事務所京都府舞鶴市字円満寺一四一―二泉ビル三階

相続財産管理人　弁護士　黒木　寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市駅家町大字万能倉一三〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松葉　久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

広島県広島市南区本浦町一番四一号

相続財産管理人　濵本　藤宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市天満二丁目四二番地、最後の住所宮崎市高岡町内山二七二二番地八

被相続人　亡　弓削　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

宮崎市旭一丁目三番二〇号宮崎中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成見　暁子

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年九月二十八日

一、墳墓等所在地　茨城県土浦市中央二丁目六番一六号

一、墳墓等の名称　法性院墓地、①小島家、②今関正男家、③山名二郎家

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳①小島とく、小島作次、②今関玉江、今関光枝、今関四郎、今関ツル、今関岩雄、③山名與兵衛知時、山名はる、山名知津子、山名知恒、山名宗興、山名進、小島とく、小島作次、山名千代子、不詳十三名（戒名）

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年９月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社プロパティ・ファーム　②神奈川県知事(1)27949　③代表取締役　竹本正俊　④神奈川県大和市中央１丁目６番３号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県大和市中央１丁目６番３号

有限会社プロパティ・ファーム　代表取締役　竹本正俊

①ナンコー株式会社　②神奈川県知事(1)26237　③代表取締役　太田修一郎　④神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目４番10号　ナンコー株式会社　代表取締役　太田修一郎

①有限会社セントラル住販　②大阪府知事(1)53120　③取締役　田中稔　④大阪府豊中市寺内２丁目13番５―1002号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府豊中市寺内２丁目13番５―1002号　有限会社セントラル住販　取締役　田中稔

一、墳墓等所在地　茨城県土浦市中央二丁目六番二五号

一、墳墓等の名称　神宮寺墓地、①植松家（海野清）

一、死亡者の本籍及び氏名（名字不詳含む）　本籍不詳①植松金兵エ、植松ふみ、金沢伊助、桂太郎、不詳三名（戒名）

一、墳墓等所在地　茨城県土浦市中央二丁目六番二六号

一、墳墓等の名称　千手院墓地、①山本俊一郎家

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳①山本卓爾、山本すて、山本喜薫、山本おま、山本一次、山本剛、山本光代、山本榮、山本小鷹、不詳十名（戒名）

一、改葬を行おうとする者　茨城県土浦市中央二丁目一一番一二号　宗教法人真言宗豊山派　**瀧**泉寺　代表役員　齊藤　紹英